

公 示

古物営業者の行政処分に関する聴聞

行政手続法第13条の規定に基づき、行政処分に関する聴聞を下記により行います。

令和7年8月1日

茨城県公安委員会
委員長 藤川 雅海



- 1 聴聞期日
令和7年8月12日（火）午前10時00分から
- 2 聴聞場所
水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部2階意見の聴取室
- 3 被聴聞者
聴聞第1202号